

MHM Asian Legal Insights

第 52 号 (2016 年 2 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インドネシア : ネガティブリストの改正案の公表
2. タイ : 銀行業・保険事業を外国人事業法の規制対象業種から除外する規則の制定
3. マレーシア・ベトナム : TPP 協定の影響

今月のコラム - ベトナムの隠れ観光地ムイネー -

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 52 号 (2016 年 2 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア：ネガティブリストの改正案の公表

インドネシアにおいては、大統領令 2014 年第 39 号において、外国投資が禁止又は制限されている業種及びその内容が定められています（「現行ネガティブリスト」）。

2016 年 2 月 11 日から 15 日にかけて、インドネシア政府は、近時予定されている現行ネガティブリストの改正案を公表しました。現行ネガティブリストの改正案については、新たなネガティブリストが正式に公布・施行されるまでの間に変更される可能性があります。重要な点について以下ご紹介いたします。

(1) 外資規制が撤廃される業種

現行ネガティブリスト上、外国投資が制限されている業種のうち、以下の業種を含む 35 の業種について、ネガティブリストから除外され、外資 100%まで外国投資が可能となることが予定されています。

- 冷蔵保管業（外国投資上限 33%→100%）
- e-コマース（外国投資禁止→投資額 1,000 億ルピア（現在の為替レートで約 8 億 3,500 万円）超の場合に限り 100%。但し、1,000 億ルピア以下の場合には外国投資上限 49%）
- レストラン（外国投資上限 51%→100%）

MHM Asian Legal Insights

- バー、カフェ（外国投資上限 49%→100%）
- クラムラバー（粉碎中古ゴム）関連事業（外国投資禁止→100%）
- 有料道路事業（外国投資上限 95%→100%）

(2) 外資規制が緩和される業種

また、以下の業種を含む多くの業種について外資規制が緩和されることが予定されています。

- ディストリビュータ（distributor）業（外国投資上限 33%→67%）
- 倉庫業（外国投資上限 33%→67%）
- 陸上旅客運送業（外国投資禁止→49%）
- ビジネストラベルの一形態である MICE 業（外国投資上限 51%→67%）
- 電気通信サービスプロバイダ業（外国投資上限 49%→67%）

上記でご紹介した業種は外資規制の緩和が予定されている業種の一部であり、国内中小企業保護のために外資規制が厳しくなることが予定されている業種については現時点では多くの情報が公表されていない点、及び、実際のネガティブリストの改正内容については、新たな大統領令及び新ネガティブリストが公表されるまでに変更がありうる点には注意する必要があります。

さらに、インドネシアへの外国投資については、ネガティブリストによる規制のほかにも、インドネシア投資調整庁（BKPM）長官が定める 100 億ルピア（現在の為替レートで約 8,400 万円）の最低投資額規制や、各種業法に基づく規制等、別途留意すべき規制がありますので、実際に投資を検討される段階では、BKPM に事前相談を行うとともに、弁護士からも助言を得ることが望ましいです。

弁護士 竹内 哲

☎ +62-21-2992-1515(ジャカルタデスク)

✉ tetsu.takeuchi@mhmjapan.com

✉ ttakeuchi@aksetlaw.com

弁護士 埴 晋

☎ +65-6593-9755(シンガポール)

✉ susumu.hanawa@mhmjapan.com

弁護士 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919

✉ aki.tanaka@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

2. タイ：銀行業・保険事業を外国人事業法の規制対象業種から除外する規則の制定

タイの外国人事業法において、「外国人」（外資割合 50%以上のタイで設立された法人を含みます。）は、同法の別表 1 から 3 までに掲げられた一定の事業を原則として行うことができないとされています。外国人事業法の別表 3 には、外国人が原則として営むことができない事業として、サービス業を中心に 21 の業種が挙げられていますが、そのうちの 1 つに「その他サービス業」というキャッチオール規定が設けられており、規制対象が広範囲に及んでいます。そして、従来、銀行業及び保険事業についても「その他サービス業」に含まれていると解されてきました。

今般、銀行業、外国銀行の駐在員事務所、生命保険業及び損害保険業の 4 事業について、外国人事業法の規制対象である「その他サービス業」から除外する旨を定めた省令の制定が検討されており、既に法制委員会での検討を終え、近日中に暫定内閣において承認・施行される見込みです。

上記 4 事業については、個別の事業法（銀行業については金融機関法、生命保険業については生命保険法、損害保険業については損害保険法）においても、外国人による出資や外国籍の取締役の就任に関する特別な制限が設けられています。具体的には、これらの事業については、外国人による出資比率を原則として 25%以下とし、また、原則として取締役の 4 分の 3 以上がタイ国籍保持者であることが要求されています。もっとも、タイ中央銀行（銀行業の場合）又は保険委員会（生命保険業及び損害保険業の場合）が許可する場合には、それぞれ外国人による出資比率の上限を 49%以下、タイ国籍取締役の上限を過半数まで引下げが可能である上、さらに一定の場合には、タイ中央銀行又は保険委員会の特別許可により、外国人による出資比率を 49%超とすることや外国人取締役が半数以上を占めることも可能となっています。

従来の制度の下では、「外国人」に該当する外資企業が上記 4 事業を行うにあたって、金融・保険規制当局からのこのような特別許可に加え、外国人事業法に基づく外国人事業許可も別途取得する必要がありました。しかし、新たな省令が施行されれば、金融・保険規制当局からの特別許可のみで事業を開始することが可能となります。

外国人事業許可の取得にあたっては、想定事業内容、収支見込み、雇用、技術移転等の詳細をタイ語で記載した申請書等を提出する必要があることに加え、担当官から求められた場合には追加での情報提供が必要となります。また、申請に対する審査期間は原則として 60 日以内とされていますが、さらに 60 日の延長がなされる可能性があり、外国人事業許可の取得まで相当に時間を要するケースも存在しています。新たな省令の施行により、これらの事務的負担が軽減されるとともに、事業開始までに要する期間の短縮が見込まれます。

弁護士 二見 英知
☎ +66-2-633-8350 (バンコク)
✉ hidetomo.futami@mhjapan.com

弁護士 秋本 誠司
☎ +66-2-633-8351 (バンコク)
✉ seiji.akimoto@mhjapan.com

弁護士 茨木 雅明
☎ +66-2-266-6485
(バンコク Chandler & Thong-ek 法律事務所 出向中)
✉ masaaki@ctlo.com
✉ masaaki.ibaragi@mhjapan.com

MHM Asian Legal Insights

3. マレーシア・ベトナム：TPP 協定の影響

(1) TPP 協定の現状・効果

2016年2月4日、参加する12ヶ国の代表がニュージーランドに集まり、環太平洋パートナーシップ協定（「TPP 協定」）への署名が行われました。署名した12ヶ国以外にも、インドネシア、フィリピン、タイ等の各国が、TPP 協定への参加に向けた検討を行っていることが報道されており、TPP 協定への参加国は、今後増加していくことが見込まれます。

今後、TPP 協定が発効するためには、TPP 協定に署名した12ヶ国において、批准や国内法の改正等の手続が必要となります。なお、マレーシアの議会は、1月28日に既にマレーシア政府によるTPP 協定の批准を承認しており、マレーシアにおいて、TPP 協定のメリットが評価されていることがうかがわれます。

TPP 協定の効果については、様々な議論があるところですが、世界銀行の試算によると、12ヶ国のうちでTPP 協定の効果（GDPの押し上げ効果）が最も大きいのはベトナムの10%、次に大きいのがマレーシアの8%とされています。これは、関税の削減・撤廃による効果のみでなく、外資規制の撤廃・緩和を始め、非関税分野での自由化が進むことの影響が大きいとされています。TPP 協定の発効により、多くの分野で非関税分野の自由化が見込まれますが、本レターでは、マレーシア及びベトナムが自由化する非関税分野の一部をご紹介します。

(2) マレーシアにおける非関税分野の自由化

TPP 協定において、マレーシアは、小売業（コンビニ）への外資規制の緩和を合意しています。具体的には、TPP 協定が発効すると、現在のコンビニへの外資出資の禁止が緩和され、上限30%までの出資が認められることとなります。もっとも、この上限30%までの出資が認められるのは、マレーシアの Franchise Act 1998 [Act 580]において、フランチャイザー（franchisor）でないとされた外国企業に限られている点に注意が必要です。

また、現地で設立された外国銀行の支店数の上限が8支店から16支店に拡大され、さらに、外国銀行の店舗外の新規ATMの設置制限が、相互主義（相手国において、マレーシアの銀行による支店の設置や店舗外の新規ATMの設置が認められていること）を条件に撤廃される等、金融分野にも影響が及びます。

(3) ベトナムにおける非関税分野の自由化

ベトナムにおける小売業に対する外資規制の緩和として、2店舗目以降の小売店開設の際の経済需要テスト（Economic Needs Test）が、TPP 協定の発効後5年で撤廃されることが挙げられます（詳細については、本レター第50号をご参照下さい。）。また、ベトナムにおいては、TPP 協定の発効時には、電気通信業において、非設備ベースのサービス（Non facilities-based services）への外資出資比率規制の上限が65%等と定められますが、TPP 協定の発効後5年以内にこの規制は撤廃されます。さ

MHM Asian Legal Insights

らに、金融分野においても、外国の戦略的投資家による地場銀行への外資出資比率規制の上限が20%に緩和される等、幅広い分野に影響が及びます。

なお、当職は、日本が TPP 交渉に参加した 2013 年の夏から大筋合意に至った 2015 年 10 月まで経済産業省に出向し、実際に TPP 交渉を担当しておりました。TPP 協定についてのご質問等がありましたら、お気軽にご連絡ください。

弁護士 柴田 久
☎ 03-6266-8525
✉ hisashi.shibata@mhmiapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーベトナムの隠れ観光地ムイネーー

ホーチミンから北へ約 250km のところにあるムイネーに行ってきました。ムイネーは、ここ近年、新たなリゾート地として注目を浴び始めている場所です。

ホーチミン市内からバスで行ったのですが、行きのバス車内では「私が Organizer だ!」と主張する運転手の気が向くままに座席が変更され、結果、ベトナム人に挟まれるギュウギュウの座席へ座るよう指示されました。「バスチケットの座席番号に従えば一人席のゆったりシートのはずだったのに」と若干不愉快な思いもしましたが、ムイネーの自然の美しさにたちまち幸せな気分になりました。



白く輝いている砂でできた砂丘です。ジープに乗って砂丘ドライブもできます。

「妖精の小川」と呼ばれる幻想的なスポットです。



ダチョウにも乗ることができます。実際に乗っている人はレアですが。

弁護士 山口健次郎

(ホーチミン Frasers 法律事務所出向中)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー 第12回シンガポール・ビジネスロー研究会『東南アジアの会社法現代化の流れとシンガポール会社法及びベトナム企業法の解説～近時の改正を中心に～』
開催日時 2016年2月23日(火) 14:30～16:30 (受付開始 14:00)
開催場所 シンガポール
講師 小松 岳志、埜 晋、上野 満貴
主催 森・濱田松本法律事務所

- 論文 「シンガポール国家依存症管理機構(NAMS)の組織、サービス及び機能等」
掲載誌 警察政策学会資料 第84号 2016年1月
著者 齋藤 尚雄

NEWS

➤ MHM ジャカルタデスク開設のご挨拶

森・濱田松本法律事務所は、インドネシアのジャカルタにMHMデスクを開設することを決定いたしました。

経済成長著しいASEAN諸国の中でも、最大の人口を擁するインドネシアは、多くの日本企業にとって非常に重要な海外事業拠点として位置づけられており、日本企業のインドネシアにおけるビジネス活動はより重要性を増し多様化してきています。インドネシアは、他のASEAN諸国と比しても、重要な法令改正が頻繁に行われ、当局による運用の裁量も大きいことから、進出段階及び進出後の現地でのオペレーションいずれの側面においても、的確に法令及び運用を理解した上でビジネス活動を行う必要性が非常に高い国と言えます。

森・濱田松本法律事務所は、従来からアジア諸国を含む海外に積極的に弁護士を派遣し、いち早く中国(北京・上海)、シンガポール、ミャンマーへの進出を果たし、昨年にはタイにオフィスを設けております。当事務所は、これらの活動を通じて培った新興国特有の諸問題にかかわるノウハウと豊富なクロスボーダー案件の経験を活かして、グローバルにビジネスを展開されているクライアントの皆様へリーガル・サービスを提供してまいりました。このような体制をより一層拡充し、アジアの最前線でのクライアントの皆様とのビジネスにより貢献するために、今般、アジアの新興国の中でも最も成長著しいインドネシアにおいて、提携関係を有しているARFIDEA KADRI SAHETAPY-ENGEL TISNADISASTRA法律事務所(AKSET Law)(※)に、当事務所の弁護士が常駐するデスクを設けることにしたものです。

MHM Asian Legal Insights

MHM ジャカルタデスクは、AKSET Law のオフィス内に設置され、同オフィスに駐在する当事務所の弁護士が、AKSET Law と一体となって、インドネシア案件に関するリーガル・サービスを提供いたします。当事務所は、2012 年よりインドネシアに弁護士を派遣し、2014 年からは AKSET Law に竹内哲弁護士が駐在しインドネシア業務をサポートしておりましたが、今回の AKSET Law との提携関係の強化に伴い、同弁護士は AKSET Law から更なるバックアップを受け同事務所の圧倒的なノウハウを活用しながら、より充実したサービスを提供いたします。また、竹内哲弁護士に加えて、今年中ごろには細川怜嗣弁護士が赴任予定です。

当事務所は、今後とも、東京、大阪、名古屋、福岡、北京、上海、シンガポール、バンコク、ヤンゴン、そして新たに加わるジャカルタの各拠点・全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

※AKSET Law は、2010 年創設、弁護士 30 名（うち外国法弁護士 2 名）を有するインドネシアにおける有力法律事務所です。AKSET Law 及びその所属弁護士は、2013 年から 2015 年までの間に、Asian Legal Business, Asian-MENA Counsel, Asialaw Profiles その他のランキングにおいて、高い評価を得ております。日本企業をはじめとする多くの海外企業のインドネシア投資案件を含むインドネシア案件全般についてのリーガル・サービスを提供する等、豊富な案件実績を有しております。

➤ **Chambers Asia 2016 にて高い評価を得ました**

Chambers Asia 2016 で、当事務所は 17 の分野で上位グループにランキングされ、33 名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。また、当事務所のヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS - MYANMAR の分野でランクイン致しました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com